

平成29年12月21日

三鷹市議会議長 宍戸治重様

まちづくり環境委員長 土屋健一

まちづくり環境委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成29年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成29年10月10日（火）から10月11日（水）まで

2 視察先

堺市（大阪府）、金沢市（石川県）、富山市（富山県）

3 視察項目

(1) 堺市自転車利用環境計画（堺市）

(2) 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画（金沢市）

本市は、「三鷹市交通総合協働計画2022」を平成28年3月に改定し、「交福（交通による福祉の実現）」を理念として掲げ、市民、事業者、そして行政の協働の取り組みにより、誰もが安全で安心して快適に移動できる交通体系の実現を目指している。公共交通等を取り巻く課題のうち、自転車についての課題として、1 安全に通行できる自転車利用環境のニーズ、2 自転車利用マナー向上の必要性を挙げている。

それを踏まえて、具体的な自転車に関する事業としては、サイクル・アンド・バスライド駐輪場の整備、自転車走行環境整備の検討、自転車安全教育の実施、利便性の高い駐輪場の整備、サイクルシェア事業に向けた社会実験の実施と検証を掲げている。

そこで、本市議会としても誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境整備の参考にするため、堺市自転車利用環境計画及び金沢市まちなか自転車利用環境向上計画について視察を行った。

(3) 富山市空家等対策計画及び富山市空き家情報バンク（富山市）

本市は、空き家の現状把握と空き家対策の充実を目的として、平成25年3月に「三鷹市空き家等調査報告書」を公表した。同報告書では本市では平成

25年2月末現在675棟（うち一戸建て住宅は617棟）が空き家の可能が高く、一戸建て住宅における空き家比率は2.15%と算出されている。こうした現状から、本市の空き家対策の今後の視点として、行政の関与・役割、所有者の役割と地域団体との協働、適正管理に向けた所有者等への情報提供、長期にわたる空き家への対応、緊急時の対応を挙げている。また、空き家等に関する施設に関して必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、三鷹市空き家等対策協議会を設置するために、平成29年6月に三鷹市空き家等対策協議会設置条例を制定した。

そこで、本市議会としても総合的な空き家対策推進の参考にするため、富山市空家等対策計画及び富山市空き家情報バンクについて視察を行った。

4 出張者

(1) まちづくり環境委員

土屋 健一、石原 恒、赤松 大一、白鳥 孝、森 徹

※ 増田 仁委員は欠席

(2) 同行職員

都市整備部調整担当部長 小泉 徹

(3) 随行職員

議会事務局調査係主査 荒川 泰聡

堺市自転車利用環境計画

1 計画策定の経緯

平成13年9月 堺市自転車環境共生まちづくり基金条例制定

※堺市に本社がある株式会社シマノより創立80周年記念として寄付があり、基金とした。

平成14年12月 堺自転車環境共生まちづくり企画運営委員会設立

平成25年6月 堺市自転車利用環境計画の策定

(参考)計画策定後

平成26年6月 堺市自転車のまちづくり推進条例の制定(平成26年10月施行)

平成27年4月 自転車まちづくり推進室から自転車まちづくり部に組織改正

2 堺市の自転車のまちづくりの概要・特色

(1) 堺市自転車利用環境計画(平成25年6月策定[計画期間平成25～34年度])

ア 基本理念

市民が自転車を大切に扱い、市民・事業者及び行政が協働して、交通ルールの遵守・マナーの向上を図るとともに、安全で安心して、そして楽しく利用することができる自転車のまちづくりを進める。

単に自転車を安全に利用するという観点でなく、積極的に環境・健康へのメリットから自転車利用促進を図る趣旨という点が特徴である。

イ 3つの目標<10年後>

(ア) 自転車の利用を促進

自転車の利用割合を24%から30%まで増加

(イ) 自転車に関与する事故の減少

自転車関連事故件数1,582件から20%削減

(ウ) 自転車利用に関する市民満足度を向上

市民満足度を50%以上とする。

ウ 4つの柱

(ア) つかう (利用促進)

(イ) まもる (安全利用)

(ウ) とめる (駐輪環境)

(エ) はしる (通行環境)

(2) 堺市自転車のまちづくり推進条例（平成26年10月1日施行）

ア 条例の目的

自転車は、堺市と歴史的にゆかりが深く、環境や健康、災害時の移動手段など多くの利点を持つ自転車を活用するとともに、自転車の安全利用を進めて、安全・安心して、快適に楽しく自転車を利用することができるまちづくりを市民・事業者・行政が協働して取り組んでいくために条例を制定した。

※堺市自転車利用環境計画により自転車に対する諸施策を市民に示し、それを踏まえて市の責務などを条例により規定している。

イ 条例制定の背景

- (ア) 環境・健康・移動（特に短距離移動）等自転車利用のメリットへの注目が高まり、自転車利用が増加
- (イ) 自転車関連事故の削減
- (ウ) 自転車関連犯罪の防止
- (エ) 「自転車のまち堺」として自転車のまちづくりの推進

ウ 条例の特色

- (ア) ヘルメット着用の努力義務（第6条第2号）
※自転車ヘルメット購入補助事業も実施している。
- (イ) 自転車の点検整備の促進及び保険加入義務（第7条、第8条）
- (ウ) ひったくり防止カバーの活用・施錠の徹底（第9条）
※自転車犯罪に関して規定している条例は珍しい。
- (エ) 事業所に自転車利用推進委員を設置（第18条）

エ 条例施行の効果

- (ア) 自転車ヘルメット着用率（自転車利用実地調査[ヘルメット着用率]）
ヘルメット着用者は徐々に増えているが、まだまだ低い状況である。

平成26年9月	平成27年10月	平成28年10月
1.46%	4.00%	5.16%

- (イ) 自転車損害賠償保険等への加入率（市民意識調査[保険の加入率]）
自転車利用者の保険加入率は順調に増加し、7割以上が加入している。

平成27年1月	平成27年9月	平成28年9月
38.9%	60.6%	72.4%

- (ウ) 自転車利用推進委員認定者数
計92事業所が推進委員を設置し、積極的な安全啓発活動を実施している。

(3) さかいコミュニティサイクル事業

ア 目的・効果

過度の自動車利用から自転車や公共交通利用への交通体系の転換を促進し、都市構造の変革（モビリティ・イノベーション）を進めるために構築したもので、堺市環境モデル都市行動計画に基づく取り組みの一環である。

(ア) CO₂排出量を削減し、環境に優しいまちづくりへの寄与

(イ) 駅前等放置自転車対策への寄与

(ウ) 東西交通の交通軸強化をはじめとする市内の総合的な交通ネットワークを形成、観光利用等回遊性向上への寄与

イ 特徴

主に通勤、通学の定期利用者を対象とした駅前集約型コミュニティサイクルである。1日利用の設定もあり、観光やビジネスにも利用される。駅前サイクルポートの利用時間は午前6時から翌午前1時まで（百舌鳥ポートは午後9時まで）、まちなかサイクルポート（ラック式）は24時間利用可能である。

利用料	定期利用 1か月2,000円 1日利用300円（電動アシスト自転車400円）
配置自転車	共用自転車770台（軽快車720台・電動アシスト自転車50台）
駅前サイクルポート（有人）	5か所
まちなかサイクルポート（無人）	3か所

ウ 利用者

平成28年度3月現在1日当たりの契約台数は800台弱であり、平成26年度から横ばいである。1日利用と定期利用のうち定期利用が約8割を占めている。

(4) 自転車も含めた交通安全普及啓発・交通安全教育

ア 子どもの交通安全教育の推進

交通安全に対する意識や知識は幼少時からの学習が重要であることから、保育園（所）、幼稚園、小学校等における交通安全教室を実施し、市職員2名と所轄警察署の担当官1名の計3名で1班を構成し、2班体制で取り組んでいる。

イ 一般ドライバー・高齢者の交通事故防止対策

安全運転者講習会を春・秋の全国交通安全運動に合わせ、各季市内30会場で開催している。

ウ 「交通事故をなくす運動」堺市推進協議会の取り組み

市長を会長とし、市、市議会、市内各警察署、交通安全協会等84の機関・団体で構成し、春・秋の全国交通安全運動を始めとした、各季の交通事故防止運動の広報啓発活動等を強力に推進するなど、堺市の交通安全普及・啓発の母体となっている。

エ ステアード・ストレート安全教育

スタントマンによる交通事故の再現シーンを間近に直視し、恐怖を体験することでルール・マナー違反に起因する事故を未然に防ぐ教育手法である。市内の高校生を対象に実施している。

(5) 自転車通行環境整備向上への取り組み

ア 通行環境整備の取り組み状況

平成21年 自転車通行環境整備事業開始（新金岡地区）

平成25年3月 大阪府内ではじめての自転車レーンを深井駅東側で整備

(ア) 整備状況

約33km（平成29年3月末）

（内訳）自転車道3.1km、自転車レーン12.5km、歩道の視覚分離18.0km

※自転車は車両なので今後は歩道の視覚分離での対応はしない方針である。

(イ) 普及啓発

各路線整備後は、自治会、ボランティア団体、学校、警察等と連携し、自転車安全利用キャンペーン等を実施している。

イ 堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km

(ア) 概要

堺市自転車利用環境計画の施策の4つの柱のうち、「はしる（通行環境）」に基づくアクションプランである。

平成27年度から、さらなる自転車道や自転車レーン等の整備として、自転車ネットワークのうち、自転車利用が多いエリア、自転車事故が多い箇所、来訪者が多い地域等から優先的に整備を進める路線を抽出し、平成27年度から平成34年度までに、自転車道、自転車レーン等を約50km整備する。整備エリアの各路線整備後は、自治会・ボランティア団体・学校・警察等と連携し、自転車利用者にルール遵守、マナー向上の啓発をする自転車安全利用キャンペーン等を実施する。

ウ 主な効果

(ア) 自転車事故の減少

整備前後の年間事故件数は、整備前21件から整備後12件となった。

※府道大堀堺線、深井73号線、宮山台茶山台線、府道大阪高石線

(イ) 駐車車両の減少

自転車レーンを整備するとともに、駐車禁止区域に指定すること等により、駐車車両が減少した。

(ウ) 歩道通行の減少（自転車レーン通行の増加）

(エ) 逆走する自転車の減少

（深井73号線（深井駅東側）でのピーク時8時台調査結果）

通行状況	整備前（H23. 1. 23）	整備後（H25. 11. 26）
自転車レーン	45%	86%
自転車レーン逆走	10%	2%
歩道通行	45%	12%

(オ) 自転車通行位置の視認性の向上

自転車通行部分を明確にすることにより、自転車、自動車双方の安全な通行を確保した。

(6) 自転車を活かした観光の推進

ア SAKAI散走の普及

(ア) 概要

「散走」とは、「自転車で走ること」が目的でなく、「自転車を活用して」見たり食べたり探したりすることを目的とした新しい自転車の楽しみ方である。自転車を活用すると歩くより広範囲に移動でき、車よりゆったりと周囲の景色を眺めることができる。

(イ) コンセプト

- a 堺に点在する魅力スポットを「散走」でつなぐ
- b まちの回遊性を高めて、まちのにぎわいづくりにつなぐ
- c 参加者と参加者の輪をつなぐ

(ウ) 平成28年度実績

平成28年10月1日（土）・29日（土）SAKAI散走フォーラム&散走体験会を実施した。

※共感した人が集まり、フォーラムにてコースを作成し、実走した。

3 その他・今後の課題

堺自転車安全講習会を受講した市内在住の小学生及びその保護者、65歳以上の高齢者を対象に、自転車ヘルメット購入補助事業を実施していたが、補助事業の利用者が最近伸び悩んでいるので、今後講習会受講を補助の条件としていたものを見直すべきか検討中である。

百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産を目指していることから、観光協会等と自転車による回遊性の向上やレンタサイクルの利用等による観光への自転車活

用を検討している。

サイクル・アンド・バスライド駐輪場は基本的には堺市では検討していない。
阪堺線の駅にサイクル・アンド・ライド駐輪場を設置している。

◎ 主な質疑

- ・堺市内の自転車関連会社や販売店の状況及び支援策について
- ・堺市自転車環境共生まちづくり基金条例の平成13年制定の背景について
- ・保険加入率、自転車ヘルメット着用率及び自転車ヘルメット補助のうち実際に購入した利用率について
- ・堺市自転車環境共生まちづくり基金条例と自転車ヘルメット購入補助事業等との関連について
- ・自転車利用推進委員の活動成果の事例の情報共有のあり方について
- ・コミュニティサイクルが一部駐輪場に集中した場合の再配置方法について
- ・コミュニティサイクルのメンテナンス・車種・デザインなどについて

◎ 主な提供資料

- ・堺市自転車資料環境計画（概要版）
- ・堺市の自転車のまちづくりの取組について
- ・堺市自転車のまちづくり推進条例（概要版）
- ・堺市自転車ネットワーク整備アクションプラン50km
- ・自転車通行環境整備箇所図（平成29年4月1日現在）
- ・さかいコミュニティサイクルのご案内リーフレット
- ・堺 自転車のまちづくり市民の会リーフレット

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画

1 計画策定の経緯

金沢市は城下町の都市構造が現存し、徒歩を前提とした都市構造のままであるため、自動車の通行には限界がある。

また、公共交通としての自転車の活用（公共レンタサイクルシステム）、自転車に乗ること自体の価値の見直し（環境効果・健康増進）などの観点から、自転車が見直されてきたことから計画を策定した。

平成23年2月 金沢自転車ネットワーク協議会設立（国、県、市、警察）

平成23年3月 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画策定

2 概要・特色

(1) 区域・期間

ア 区域

金沢市中心市街地活性化基本計画で位置づけられた「中心市街地（まちなか）」を対象とする。

イ 期間

平成22年度～平成31年度（10か年）

(2) まちなか自転車利用環境向上計画の4本柱

「自転車を安全・快適に利用できるまち・金沢」の実現を目指す。

ア 「はしる」－自転車通行空間整備の方針(まちなか自転車ネットワーク)	自転車走行空間の安全性を図る。
イ 「とめる」－駐輪環境整備の方針	便利で使いやすい駐輪環境の創出を図る。
ウ 「つかう」－自転車利用推進の方針	公共交通としての自転車利用推進を図る。
エ 「まもる」－ルール・マナー向上の方針	自転車利用者のルール遵守・マナーアップを図る。

ア 「はしる」－自転車通行空間整備の方針(まちなか自転車ネットワーク)

(ア) 基本方針

自転車交通量調査結果・自転車通行経路調査結果から自転車利用ニーズが高い路線を抽出し、まちなか自転車ネットワークの設定をし、優先的に整備する。歩行者、自転車、車の優先順位により通行空間を整備する。

まちなか自転車ネットワークは、幹線ネットワーク（まちなかの4車線以上（両側歩道あり）の道路など）及び裏道ネットワーク（幹線ネッ

トワークを補完する自転車利用ニーズの高い細街路など) で構成される。

(イ) 主な取り組み

a 国道での取り組み

国道159号(現359号)「自転車走行指導帯」の設置した。(平成18～19年度)

自転車のルール遵守率の変化(AM7:30～AM9:00)

通行状況	H19. 2. 21(設置前)	H21. 10. 29(設置後)
車道左側	11.80%	66.90%
車道右側	3.60%	4.90%
歩道左側	35.50%	16.20%
歩道右側	49.10%	12.00%

※車道左側通行の割合が大幅に増加した。

b 二水高校前整備について

自転車走行指導帯を整備した。(自転車マーク、歩行者マーク、左側通行文字、信号確認文字)(平成26年8月整備)

c 自転車事故多発箇所マップ

事故多発箇所の道路に注意表示を行う。

(ウ) 今後の課題

a 幹線道路における自転車通行空間をどのように整備していくか

b 自転車利用者の歩行者への配慮、ドライバーの自転車利用者への配慮

c 郊外部における自転車通行空間整備

d 近隣自治体との連携

イ 「とめる」一駐輪環境整備の方針

(ア) 基本方針

a 既存の市営駐輪場の利用促進を図る。

b 現在の違法駐輪や放置自転車並びに今後の駐輪需要増加に対応するため、まちなかに駐輪スペースを増設する。

(イ) 主な取り組み(近年の整備事例)

平成22年度 十間町自転車駐車場 160台

平成23年度 西金沢駅西自転車駐車場他2か所 計331台

平成24年度 金沢駅西広場地下自転車駐車場他3か所 計335台

平成25年度 三ツ屋駅前自転車駐車場 16台

平成26年度 香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場他1か所 計59台

平成27年度 若松バス停前自転車駐車場 16台

合計 12施設 計917台

(ウ) 今後の課題

- a 駐輪場の適正配置
- b 気楽にとめられる身近な駐輪スペースの確保
- c 路上放置や駐輪場内での長期駐輪などのルール・マナー違反への対応
- d 駐輪場の設置占有許可要件の緩和

ウ 「つかう」－自転車利用推進の方針

(ア) 基本方針

- a 市民や来街者が気楽に利用できる公共レンタサイクルシステムの導入について検討する。
- b 自転車マップの作成や案内サインの設置等による自転車の利用促進に向けた情報発信や、公共交通機関との連携に取り組む。

(イ) 社会実験

実施期間	平成22年 8月 1日～10月20日
運営時間	平日 7時30分～20時30分 休日 9時00分～20時00分
ポート数	10か所（全て有人対応）
自転車台数	100台
1日平均利用回数	354.5回/日（平日302.3回/日、休日461.4回/日）
1人1日平均利用回数	2.6回/人・日
平均利用時間	15分/回

(ウ) 金沢市公共レンタサイクル「まちなり」

a 概要

「まちなり」とは金沢市が実施する「公共レンタサイクル」の愛称である。まちなかに21か所のサイクルポートを設け、155台の自転車を分散配置し、どのポートでも自転車の貸出・返却が可能である。自転車を「個人利用の公共交通」として共同利用することで、1 市民や来街者の利便性・回遊性の向上（北陸新幹線開業後における金沢駅からの二次交通の充実）、2 まちなかのにぎわい創出、3 環境にやさしいまちづくり（クルマからの転換）、以上3つの効果発現を目指している。

b サイクルポート

- (a) 無人で自転車を貸出・返却できる「サイクルポート」を21か所設置
- (b) 「まちなり」事務局でも自転車の貸出・返却が可能（有人対応）
- (c) 概ね300m間隔で配置
- (d) 鉄道駅や主要観光施設・公共施設に配置

(e) 基本料金 1 日200円

(f) 貸出から30分以内に返却すれば繰り返し利用可能

c 利用実績

サービス開始から421日目に累計利用回数10万回を突破し、市民や来街者の利便性・回遊性に大きく寄与している。

(参考) 平成24年3月24日から平成29年3月31日までの実績値

項目	実績値：1834日間	備考
利用回数	740,000回	403回/日、2.60回/台・日
利用人数	251,155人	137人/日
最多利用	2,125回/日	平成26年5月4日(晴) 13.71回/台・日
平均利用回数	2.95回/人	
平均利用実績	20分/回	

d 今後の課題

金沢市公共レンタサイクル「まちなり」のあり方検討委員会を設置し、平成31年度末で現運営事業者との協定期間が終了するため、検討委員会を立ち上げ、次期「まちなり」の方向性を検討する。

エ 「まもる」ルール・マナー向上の方針

(ア) 基本方針

地域住民、市民団体、学校関係者、行政等の協働により、子どもから大人までの自転車利用者に対する意識啓発活動を実施する。

(イ) 主な事業

- a 小学校3年生自転車安全教室
- b 自転車ルール遵守宣言校の指定
- c 自転車ルール・マナーに関する検定
- d 金沢市自転車マナーアップ強化の日運動

(ウ) 金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例(平成26年4月1日施行)

a 条例制定の背景

- (a) 自転車は子どもからお年寄りまで手軽に利用できる交通手段であるが、自転車のルールを学ぶ場は少ない。
- (b) 自転車ルールの教育を充実させるとともに、子ども用ヘルメットの着用推進などの広報・啓発活動を実施する必要がある。
- (c) 自転車走行指導帯などのハード整備に併せて、地域等とともに街頭指導や啓発活動を行う必要がある。

以上の点から条例を制定し、ハード整備と一体となった施策を推進

する。

b 主な規定内容

(a) 自転車の安全な利用の促進についての基本理念

(b) 市や市民等の役割を明示

(c) 自転車の安全な利用の促進を図るための基本事項

市や市民等が一体となって自転車の安全な利用促進を目指し、乗車用ヘルメットの着用推進、自転車利用者の歩行者への配慮、自動車運転者の自転車利用者への配慮、自転車専用通行帯等が整備された地域において通行方法などの教育実施等を規定した。

c 啓発

条例に関するチラシ作成、自転車ルール&マナー読本のホームページ掲載、自転車安全利用指導員による金沢自転車マナーアップの日の街頭指導の実施などを行っている。また、自転車乗車用ヘルメット普及促進のため、金沢市PTA協議会に委託してチラシ等による啓発、自転車ヘルメット着用モデル校事業、ヘルメット着用率アンケート、ヘルメット購入補助等を実施している。

(エ) 自転車関係事故件数

年	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全交通事故件数	3,264	3,093	2,946	2,714	2,597	2,358	2,081	1,861	1,739
自転車関連事故件数	659	578	520	419	373	334	307	247	285
全交通事故件数に占める自転車関連事故の割合(%)	20.2	18.7	17.7	15.4	14.4	14.2	14.8	13.3	16.4

平成20年の659件から平成27年は247件まで減少した。しかし、平成28年は285件に増加した。これは、北陸新幹線金沢開業に伴う来街者の増加（平成26年5,979,183人→平成28年9,500,214人）などが要因と考えられる。

(オ) 条例制定後の課題

a 歩行者の増加に伴う自転車と歩行者の交通事故リスクの拡大

自転車利用者の保険未加入により、歩行者（被害者）が救済されない懸念や自転車利用者が加害者となり、高額な賠償金による経済的負担が発生する懸念がある。

b 自転車事故の増加によるヘルメット未着用による重傷化被害の拡大

c 自転車事故抑制を図るため、さらなる自転車通行空間の整備が必要

d 駐輪の際に無施錠が多い（JR金沢駅構内の駐輪場の盗難では、7割

が無施錠)

対応策として、自転車使用者の意識改革と安全な自転車利用の促進を図るため、条例を見直し、環境の変化に対応した自転車の安全な利用を促進する。

(カ) 条例の改正ポイント（平成30年4月1日施行）

- a 自転車は「車両」であることを明記
- b 自転車損害賠償保険の加入義務化
- c 乗車用ヘルメットの着用義務努力化
- d その他（自転車通行空間の整備義務、防犯対策（防犯登録、施錠）、自転車損害賠償保険の加入の確認・情報提供、乗車用ヘルメットの情報提供（自転車小売業者）

3 その他・今後の課題

(1) 自転車のルール・マナーの周知・徹底

自転車利用者だけでなく、歩行者や車両のドライバーへの周知・徹底や市民・道路管理者・警察とのさらなる連携などが課題となる。自転車通行空間や駐輪場の整備などハード施策を行うだけでなく4本柱の中でも「ルール・マナーの周知・徹底」のソフト施策を今後も重点的に行っていく必要がある。

(2) 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画中間見直し（平成28年3月）

見直しの方向性－「つなぐ・ひろめる」（まちなかから市域全体へ）

現行計画の4本柱（「はしる」・「とめる」・「つかう」・「まもる」）を基軸とし、これまでの取組や成果を「つなぐ・ひろめる」という視点から見直しを行い、市域全体の自転車利用環境向上を目指す。

◎ 主な質疑

- ・ 放置自転車の状況、パトロールのあり方について
- ・ レンタサイクルの市民と来街者の利用者の割合について
- ・ 観光客のレンタサイクルの利用手続について
- ・ 金沢市における自転車の安全な利用の促進に関する条例改正による自転車損害賠償保険の加入義務化等の市民への周知について
- ・ 自転車通学と自転車ヘルメット着用の関係について

◎ 主な提供資料

- ・ 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画について
- ・ 金沢市まちなか自転車利用環境向上計画 ー概要版ー
- ・ 公共レンタサイクル（まちなか）リーフレット

富山市空家等対策計画・富山市空き家情報バンク

1 富山市空家等対策計画

(1) 計画策定の経緯

「住宅・土地統計調査」によると、富山市の空き家は、減少傾向となっている。しかし、賃貸・売買・別荘などに利用されていない「その他の住宅」には増加傾向が見られる。また、人口減少、世帯数減少、高齢化に伴い、空き家の増加が懸念される状況である。

こうした状況に基づく空き家に起因する問題が増加する恐れがあることから、総合的かつ計画的な空き家対策を推進するため、「空家等対策計画」の策定が必要となるとともに、空き家の現状把握、所有者の意向の確認が必要となった。

(2) 概要・特色

ア 空き家の現状

(ア) 富山市空家基礎調査（平成27年度）

調査方法は、町内会からの情報提供、上下水道局が所有する水道閉栓情報、消防局が所有する空き家情報などに基づき現地調査を行い、対象家屋に対し、調査員による目視（外観）などの調査を実施した。

調査結果により空き家と見られる家屋5,736件を把握した。空き家と見られる家屋は市内全域に見られる。特に、都心地区の周辺部など、古くから住宅地として市街地を形成している地区に特に多い。

a 外観から腐朽・破損が確認できる空き家の割合

現状	建物の傾斜あり		屋根等破損		外壁等破損	
	軽度	著しい傾きあり	一部	著しく損壊、変形	一部	著しく損壊、変形
割合	0.6%	0.2%	17.6%	1.5%	14.8%	1.5%

b 管理状況が良好でないと見られる空き家の割合

現状	庭木が繁茂	雑草が繁茂	雑草が繁茂
割合	27.6%	12.3%	11.5%

(イ) 富山市所有者意向調査

空家基礎調査で把握した空き家と見られる家屋5,736件から所有者が判明しないものなどを除外した調査対象4,849件のうち回答数は2,758件であった。既に譲渡等をしたなどの回答を除外した有効回答は2,179件である。

a 空き家の取得状況

取得方法	新築・新築を購入	中古を購入	相続	無償譲渡された	その他	無回答
割合	19.7%	14.2%	56.3%	1.1%	7.4%	1.1%

b 空き家の利用状況

利用状況	通勤等のため時々利用	週末や休戦時に利用	物置・倉庫に利用	賃貸用	無回答
割合	0.5%	20.4%	20.4%	2.7%	3.4%
利用状況	売却用	取り壊し予定	特に予定はない	その他	
割合	9.6%	10.0%	25.8%	7.2%	

※日常的に利活用されていないもの（太枠内）（52.6%）

c 利活用の意向と課題

意向	利活用したい	条件次第で利活用したい	自ら積極的に活用する予定はないが、有効な活用方法があれば協力したい
割合	25.1%	13.0%	18.0%
意向	利活用するつもりはない	わからない	無回答
割合	19.5%	17.8%	6.6%

※利活用への前向きな回答をされているもの（太枠内）（56.1%）

d 維持管理の現状

現状	所有者自ら管理	物件の近隣に住む家族や親族が管理	物件の近隣に住む友人や知人が管理	不動産業者・管理専門業者、警備会社などが管理
割合	65.8%	17.9%	1.4%	1.3%
現状	その他の者が管理している	だれも管理していない	無回答	
割合	4.8%	7.0%	1.7%	

(ウ) 空き家対策の課題

a 空き家の増加に関する課題

適正に管理されない空き家も増加するおそれがあり、空き家に起因する問題の予防や解決に取り組むことが重要である。

b 空き家の利活用に関する課題

空き家の利活用に前向きな意向を持っている所有者が多いが、様々な問題を抱えている。

c 空き家の維持管理に関する課題

所有者だけでは十分な維持管理を行うことが難しいケースが見られる。周囲に悪影響を及ぼすおそれのある空き家については、空家特措法上の「特定空家等」と認定し、措置を行う必要がある。

イ 空き家対策

(ア) 基本目標

多様な主体と連携した取り組みによる、安全・安心で魅力ある住環境の実現

空き家に関する問題を「地域の抱える問題の一つ」と捉え、事業者や法務関係者、NPO、町内会、行政などが連携を図りながら、空き家に起因する問題の発生の予防や解決、利活用の促進に努めていくことで、安全・安心なまちづくりを目指す。

(イ) 基本方針

a 空き家に関する実態把握

空き家対策を効果的に実施していくため、市内の空き家に関する実態を把握し、データベースを整備する。また、町内会を通じた情報収集を行い、適宜情報の更新を行う。

b 空き家化の予防

所有する家屋が空き家になる前から、家屋の所有者に対して意識の啓発、醸成を図る。

家屋の状態改善により、長く住み続けることができるようにする取り組みの支援を行う。

c 空き家の適正な維持管理の促進

空き家の適正な維持管理が行われるよう、所有者に対して意識の啓発、醸成を図る。

空き家に関する情報収集や問題の早期解決のために支援する体制の整備に取り組む。

d 空き家の利活用の促進

中古住宅としての流通や、地域の課題解決のための有効活用など、空き家の利活用に向けた取り組みを促進する。

また、地域特性を踏まえた支援施策の検討を行う。

e 問題のある空き家への対応

問題のある空き家は、市民の安心・安全な暮らしを守る観点から、所有者への働きかけや「空家特措法」に基づいた措置など、問題解決

のための対応を図る。

f 空き家に関する相談体制の整備

空き家に関する様々な問題の解決を支援するため、町内組織の連携や外部専門家などと連携による相談体制を整備する。

ウ 具体的な施策

(ア) 空き家に関する実態把握

空き家情報データベースの整備と有効活用－GIS（地理情報システム）と連動した情報基盤の整備

(イ) 空き家化の予防

所有者の責務について意識の醸成－チラシ・パンフレットなどによる情報提供

家屋の長寿命化の促進－耐震改修費用、リフォーム費用の助成

(ロ) 空き家の適正な維持管理の促進

地域との連携による空き家の維持管理への機運の醸成－町内会からの情報に基づく対応

(ハ) 空き家の利活用の促進

中古住宅の流通促進－空き家バンクの整備・改善

地域特性に応じた空き家の利活用の促進－公共交通の便利な地域における空き家の利活用の促進

(ニ) 問題のある空き家への対応

苦情が寄せられた空き家の所有者に対する連絡・助言－データベースを活用した、所有者への連絡・助言

「特定空家等」の認定、措置－「富山市空家等対策推進協議会」の意見を参考に決定

(ホ) 空き家に関する相談体制の整備

外部の専門家などとの連携による相談体制の整備－外部と連携した相談体制の整備、官民連絡会議の設置（「富山市空き家対策官民連絡会議」の設置）

2 富山市空き家情報バンク

(1) 導入の目的・経緯

市内の空き家の有効活用を通し、まちなか居住推進、公共交通沿線居住推進、住み替え、UIJターンによる定住促進と地域の活性化を図ることを目的に導入された。平成21年5月に市のホームページで情報提供を行う「空き家情報発信事業」を開始したが、平成25年4月に空き家を有効活用し、まちなか居住の一層の推進を行うため、「空き家情報発信事業」を廃止して、新

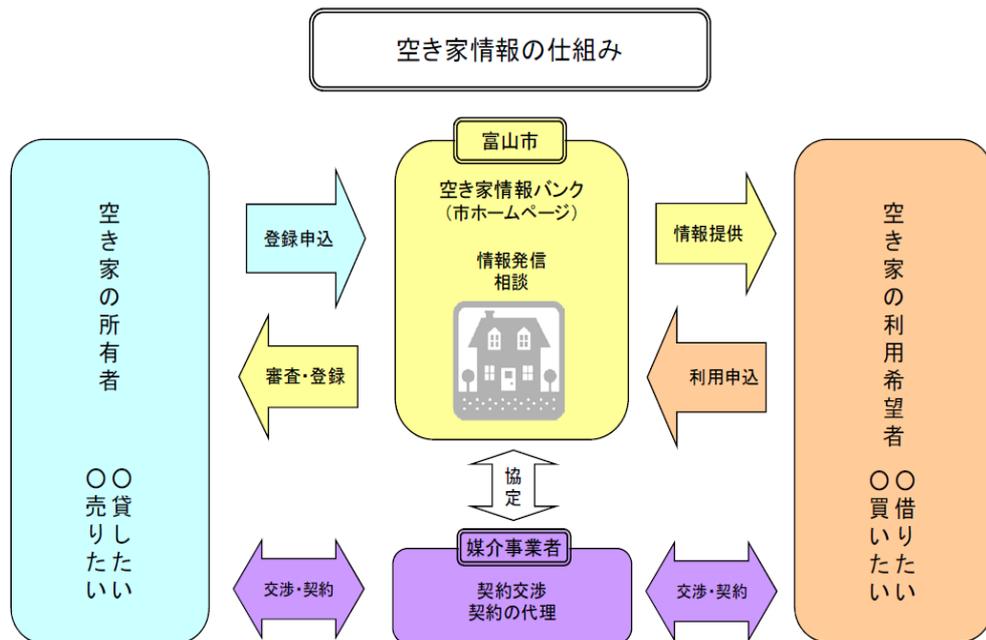
たに「空き家情報バンク」を設置した。

(2) 概要

ア (公社) 全日本不動産協会富山県本部、(公社) 富山県宅地建物取引業者協会と協定を締結する。→媒介事業者の紹介、売買・賃貸借契約の代理又は媒介が行われる。

イ 媒介事業者には、宅地建物取引業法の規定による報酬が払われる。

ウ イメージ



※市は、空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約について関与はしません。

(3) 利用状況について

ア 登録・成約状況 (件数)

年度	H25	H26	H27	H28	H29
新規登録	7件	2件	3件	6件	2件
成約・解体	2件	3件	3件	5件	4件
残登録数	5件	4件	4件	5件	3件

イ 利用申し込み件数

年度	H25	H26	H27	H28	H29
件数	0件	0件	7件	41件	9件

(4) 市民・事業者等からの反響について

成約件数は年間に数件であるが、問い合わせは近年増えている。平成 28 年度に利用申し込みが急増した理由は不明である。

3 その他・今後について

空き家対策について市民への周知を目的とした出前講座の実施を検討している。

◎ 主な質疑

- ・ 空き家の現地調査期間と今後の調査計画について
- ・ 空き家に対する行政代執行の実績について
- ・ 富山市まちなか居住推進事業・富山市公共交通沿線居住推進事業等の補助制度について
- ・ 空き家に関する市議会における議論について
- ・ 平成の大合併が空き家問題に与えた影響について
- ・ 空き家情報バンク登録物件の要件について
- ・ 空き家情報バンク登録物件に対する市の対応について
- ・ 空き家対策に係る出前講座について

◎ 主な提供資料

- ・ 富山市空家等対策計画（概要版）
- ・ 富山市の空き家対策について
- ・ 富山市まちなか居住推進事業（パンフレット）
- ・ 富山市公共交通沿線居住推進事業（パンフレット）

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察等によって判明した概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を収集し、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。